

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月4日

【会社名】 株式会社立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 布山 尚伸

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部門担当兼経営戦略室長 松浦 良典

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部門担当兼経営戦略室長 松浦 良典

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社
(東京都港区芝浦4丁目18番32号)
株式会社立花エレテック名古屋支社
(名古屋市中区栄1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は2022年6月29日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行のための所要の変更を行うと共に、会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が新たに本年9月1日から施行されることに伴う規定の新設など、必要な変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

渡邊武雄、布山尚伸、高見貞行、佐藤太泰、辻川正人、辻孝夫の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

松橋澄、大谷康弘、塩路広海の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

木田稔氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額400万円以内（うち社外取締役分年額400万円以内）に設定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額400万円以内に設定するものであります。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	196,069	352	0	(注) 1	可決 99.82
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件					
渡邊 武雄	188,499	7,921	0		可決 95.97
布山 尚伸	192,977	3,444	0		可決 98.25
高見 貞行	194,618	1,803	0		可決 99.08
佐藤 太泰	177,307	19,114	0		可決 90.27
辻川 正人	181,548	14,873	0		可決 92.43
辻 孝夫	194,445	1,976	0		可決 98.99
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
松橋 澄	195,637	783	0	(注) 2	可決 99.60
大谷 康弘	184,560	11,860	0		可決 93.96
塩路 広海	186,392	10,028	0		可決 94.89
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
木田 稔	182,530	13,890	0		可決 92.93
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額設定の件	195,740	681	0		可決 99.65
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件	195,747	674	0		可決 99.66
第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件	170,130	26,290	0		可決 86.62

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分(インターネット等による行使を含む)及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席のうち各議案の賛否が確認できた議決権の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

なお、賛成の割合については、当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数も分母に加算して計算しています。